有所聞書日記

乾

第三百廿二函

共二

内閣文庫
和書
類 三四四二六
冊 二
號 八
函 二一二
架 一八
271

和書
三四四二六號
三三六ノ二

内閣文庫
番號 和 34426
冊數 2 (1)
函號 212 271

徳川家達献本

212-271

Kodak Gray Scale
© Kodak, 2007 TM: Kodak
colorchecker
xrite
MSCCPPCC1214
MSCCPPE1214
国立公文書館
National Archives of Japan

怪異雜書目録　乾

目録

一　紀州日高郡志名古村蛇牙の子孫有る事
二　泉州日根郡久巻村徒水流の怪異之事
三　肥後玉所嗣刺皇象房の事
四　大坂西浜町古屋宗作妻の事
五　江戸西久保三河屋新吉妻三ツ子産る事
六　伏屋和尚ゝ消息
七　奈良の春日踊の鹿の事
八　伏見傳左衛門と云る盜人の事

九 麦の穂のごとくなる事
十 称名業相村彩色念仏者の事
十一 下野国中宮村表具師左兵衛遊
十二 大道寺殿の集の奇
十三 雑木立ツの怪異の事
十四 鎌倉の武士の女房奇
附 奇怪
十五 警師ト養拍奇
附 和奇 拍奇怪
十六 孤の書乃事
十七 附 奇怪 赤藻石つ奇
十八 あ乃字説
附 奇
十九 法ちん像の事
二十 本願の事
二十一 ちやむら藻の事
二十二 時代より男女衣服長短の事
二十三 東の茶屋女茶節の事
二十四 去田の侍ら大小の柄を本願寺表ら巻ら事
二十五 御屋敷引解の事

㊀ 金絲烟の事

㊁ 洲市製

㊂ 牡丹餅の事

㊃ 摂津国八木村より玄格の餅を沙糖和事

㊄ 東蒲塞牽牛花完水年中七夕へ引る事

万年草高野山に有る事

㊅ 摂州矢田郡井出谷村栗売家より筆宅入梅井有事

洲り和尚事

㊆ 日の長短に付法花節の事

㊇ 亡魂供事洲り和尚弘の事

㊈ 十夜に事

㊉ 大原女御祓の事

㊊ 婦人里帰に事

㊋ 辻占

㊌ 賀茂祭初に事

㊍ 四十二ノ厄に事

㊎ 炯笹

㊏ 四足産月供事

㊐ 茶湯の事

㊑ 近松門左に事

茶代之事
月夜いかをゝもしろき所多き事義発句
俗談唐詩選之内
節分大豆打夜之事
歳徳神之事
奠茶之事
八月十五夜の事
俗口乃事
京三条橋のとよサ蔵金の女乞食自害之事
附り奇
京小路乃天満宮の御事附り絵
家潜に御絵之外奇義発句
正月十二日橋の事
ゆゝしき使の事附り奇義
鄭乃事附り発句
東叡山開基の事
国境之事
有馬湯乃山浴室の事
奥州外濱風景の事
庚申の事

㊀ るの尺之事
㊁ 西行法師及北条柳奇談有
㊂ 掃木の事
㊃ 桜田英桜川の事
㊄ 大納言成道卿鞠の物語の事
㊅ 七種乃御ものゝ事
㊆ 螢乃名所之事
㊇ 武蔵北之変奇きゝ奇談有
㊈ 螢乃中来游所奇
㊉ 関東にて七夕祭る事伯母ゝ遠山事游奇談有
㊊ 之事桜の事
㊋ 関東十八檀林の事
㊌ 大和国當麻寺の事
㊍ 端午ゝ兵具を時る変
㊎ 京七条辺る北人の奇の事
㊏ 猫のゝ産らの事游り亂の事二ヶ條
㊐ 沙平中納言沢聲ゝの事を記
㊑ 愛別離苦會者定離之変

五百冊書目録　　高坂請別扣

㊀紀州日高郡志茂谷古村より古代高田の住人世村い蛇の子孫なりと伝へ清水村猪熊殿居られい立石の外は御家も無之なり中ゝ遠古より蛇身の女を人々妻にいたせり多分今に至て清水殿の丈ケ主殿ケ人ゝ猪熊殿いまの丈ケ迄なりしかるに志ケ谷の方にてもたゝし迄あるくのひと家迄ても多く乃沙法い寺し中

㊁泉州日根郡身巻村清水流　　亡者を連て来

国立公文書館
National Archives of Japan

沐浴料簡等も整ふて同宿僧侶を制
御ふ諸て沐浴すれ共切離て表面一度
絶食なんとなられしと云ふ所の中へ入
沐浴なんとしたるを法師共いふ其以来
僧等更を彼法師共も手廻りて入寄る
御ふ諸ふ所の墓所出ちを城と墓
かなる四を切れ僧更ふ及ばれ法師
墓所荒しを詩ふ或或法師共ふ
いんしを法師法師共云ふく尋ふ所いふ
ふる為ふるやいふ中へを押へ〳〵ふも書ふ

法ふるやふ法師ふとさんはしは上い人中の
交ふもふふとふふ法師ふ法師ふ
先ふふふ

(三)

肥後国の開祖聖人天台乃宗匠之法師
法変定しむいはして光角除勅の今を法師
ふやして長寿乃祝対を祝の法別会の名
法ふ法師ふ栖の上を法師ふ上人ふ
法ふ法師ふ祝の法別若先ふく法師ふ
さふくふふを彼ふ法師ふ僧ふ法師
乃ふふ法師ふ水沐浴ふ毎年正月十五日同

六百疋 同二月十六日ヨリ同十六日迄 八木源
次郎 廿七日 百姓 寺田 門兵衛 所着樂
清左衛門 ヲ 以 ヲ 以

㊀ 大坂 ヨリ 所 古屋 家 作 ヒ ノ 者 ヒ 妻 迄 家 八 ヲ
四月十六日ヲ 以 心 清 ヲ 歯 ヒ ヒ ヒ 引 抑 ヨ
御 巻 二 人 舎 ノ 拙 ヲ ヒ 奥 院 檀 上 谷 院 々
再 所 順 殺 ヒ ヒ ヒ 日 天 和 二 年 時 殺 ヲ 以 ノ
死 ヒ ヒ ヒ ヒ 世 ヒ ヒ 日 年 正 中 神 佛 院 来
ヒ ヒ 伺 ヒ ヒ ヒ ヒ ヒ ヒ ヒ ヒ ヒ

㊁ 江戸 西 久 保 天 徳 寺 門 前 日 蓮 宗 ヲ 業 ヒ ヒ 古 ヒ 家

ヒ ヒ 妻 女 二 人 ヒ 業
ヒ ヒ ヒ ヒ ヒ ヒ ヒ ヒ ヒ ヒ ヒ 三月十七日 ヨリ 三 ヒ
ヒ ヒ ヒ ヒ ヒ ヒ ヒ ヒ ヒ ヒ ヒ ヒ ヒ ヒ ヒ

此はなはだ美しんやうそれ先生之御事義
天皇御者之御等能御[illegible]
天道ト金沢藩義[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]十分[illegible]
及び[illegible]十[illegible]
の[illegible]
[illegible]
[illegible]
十[illegible]の[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

後[illegible]
右し一[illegible]中仙道[illegible]谷[illegible]の[illegible]
氏[illegible]
○表[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

人数なる共年々割に付て九月より十月に
行て切せれ第ッ切の事ハ
浦々切しに付今ハ
人別帳ハ
(八) 伏屋結ハ
布を以ッ打居ッ申候
是を見ッ
しに付ハ
より
(九) 或人麦の種のとき
世の為ッ
念仏
(十) 物別沈日
世の為ッ
念仏
紙念仏
ッ
念仏
自分
(十一) 下野国
十八日辞世

(十) 物別沈日を不業根村新
世の為ッ念仏
念仏
念仏
念仏
紙念仏
ッ
念仏
自分
(十一) 下野国
十八日辞世

十年
十年
十年

[illegible]

(三)大逆東海の業を[illegible]

(三)弱冠五ツの位[illegible]

雖五德ヲ備へ[illegible]頭を冠を載ハ文之足博[illegible]

武之歟乃前を[illegible]閑ハ富之食を[illegible]

相[illegible]仁[illegible]夜[illegible]時[illegible]失[illegible]

信也故ハ司晨

(四)藻倉の武士乃女房[illegible]

史ト論と[illegible]

[illegible]

[illegible]

(四)[illegible]ト養[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

山居月

[illegible]
[illegible]
[illegible]

梅乃花咲ての後の月あきらかなるを人のおもん
旋花(ヒルガホ)咲ける水辺よりさゝき川
初年ゆゑ数うる秋いとゞ明みるを
永き世のうゝまきをもひしらるゝ
雪解ゆきれる竹の葉ひしらるゝ
月をうつす清き池水
風をまつ木の葉もれゆくうつるらん
庭の月うゝ
木の葉ちる梅の枝にうゝ
月のうゝ
月をうつす清き池水

猫の恋
猫とゝ人の事の外や猫の恋
捨て行ゝ親をうゝふるのうゝ
子の手く猫恋ふて鳴る田植うゝ
山里信仰の為にかゝ
寄田石仏の云来 能登井雅章卿
田をかるゝ行つゝもさゝ
猫人を除ゝて事ゝ用ゝ
賣星をうゝとして和ゝ
明ゝて行ゝ月ゝ
日ゝ

明治維新にかくして実現こうの事
初てのこと人を待つ人ほうこの事ふ宿きかぬ
所に係乃田畑をたんちゃ十三枚
ことやたの日ちかきもの焼山のふもとの
ものかや焼よりて生をたつる者　其角

(共)
孤雲八百歳二百歳と暫の変化八天文年中
拾別業井氏大義と父子共女をひて妻もし
みと生涯を妻流て向て拾ひを流ふ子後
ふて妻を為て田流の中に孤をと妻刃もて孤
と句り呼て去れ妻よ人とあるて紙流を訓て

(之)
業井源義経地
義をうる逆徒をの古墳つ所ちゃ人家
東源右つる所命代と云事
叫ちんと形る命を知てさてもうきんとと
つるる
あ乃字　訓
天笠の云事を訓しつるを(戸)ぞも(下)ともいふ
知恵編兵の大日経云ふ(ヒロ)あくうこれい邪て拾の
しつる(戸)としつを寄もうをい云張ふ流文
万物の生る神をふ乃(戸)の長つまむるは
業も本し金と生ど長ぶるるもを生

するものい皆用しへ(ア)の長のようしかをみる
といよりうを長うすれば長きかうこれを日中を
(ア)ことことと日の如ようは皆行ているうを西のを
先を(ア)祭ど諸人のうをもしかるを神を皆は(ア)に
女なれは(ア)稲田を神田を(ア)八くの神の
も先をを(ア)たうし(ア)けりの(ア)らむ乃女の神
といよりうを仏と神を(ア)ら他人を法師者
わうも(ア)おやけうをんかをを一神の手を
(ア)なんを云も皆芝へ日中の云をうも(ア)まれを
(ア)を法師日(ア)しを又人を天皇なれ(ア)たま(ア)

中を(ア)ちらをいよさうを東い(ア)を多く仏を面(ア)ら
なんのうをんををさうだら仏を西い(ア)ら仏をおい
(ア)ばをやけを多を新作
あるをたうし侍あるうを父母の外を行し　亦し仏し

(六)
麻ちん像代事

東福寺大道　和尚代法光を　北後月を　いよ法師の
人を東福寺涅槃像を圖模写　六尺　四丈三尺九尺
也器のうを無永十女年六月日明北条筆を
和尚右衛門常楽寺とをいよ法師を毎年
二月十六日を掛ル

(十九) 大佛之事

桓武帝延暦の中うん作んとゝのゆ(へ)御つけ者
実のうつをとそう御種とゝ中ゝ仕けれ給う又
文禄の中ゝ又種を作くうの中ゝをかくて仕ゝ
御へ今面面とかうるゝ百年のうつを家
の年迄ゝう

(二十) ちやもう深作ゝ春花布(サウサ)

ちやもう作ゝとゝ面白ゝ百年花をけ
ゝうを深ル春花布(サウサ)けさゝ洗へゝと為ちゝ
つてうんゝ次和深をあく御ゝ屋ゝ水ゝ洗くゝ

為ゝ春の時ゝよりゝ

(二十一) 延宝天和のゝ為ゝはう神長をゝ寺ゝ
振神ゝとゝ小ゝうゝ御ゝんだゝれゝ
ゝうゝひゝ南ゝ御ゝくをけゝゝをゝ
神ゝゝれゝゝ宝ゝゝゝうゝ又ゝ
神ゝ枝のゝくゝゝ今又南神ゝ
ゝゝゝゝゝゝ南をゝ羽織ゝ
ゝゝゝゝゝゝゝ今又ゝゝゝの女ゝ
ゝ男の節度ゝゝ為ゝ又をゝ
天明元年之ゝ為ゝ長羽織ゝ男ゝ帽ゝ

廣し危事危ちよ[illegible]ない句一角能句女張能ちよ長一掛振いつちちとよ
ちちの

(七二) 女の茶道明屋百治の時分の京城園清水
色の茶や女茶信の敷茶の敷い茶の子は生ちも
もちものてらしらくちちいと海ちく茶てもちも
たちちよて茶屋の清生をちちちちちちちを
へちつていつちく清水のけんちたい茶屋
拵女茶のてもちちよ京の町女又男舎ちちちて
茶一流ちけ風をちちのよ大キ茶略茶人人清水方

あちたち武家の興方又ても部茶ちちよ茶
茶ちちちちちて句

(七三) 天正のこ頃志田河陸奥の又浪人の御大小の柄
と本陣の打茶て夫巻ち或人られを茶ち
河陸ちちちくちちよ海を茶ちちちちて
用めち海けたちしんちちちちちと茶柄と
ちよ五列正字ちて河ち茶れ世人ちの本陣乃
河を吸て志田打とつてよ
志田信長流陸奥合一流ち本
沢田打とちちよ

(五五)
絵巻　引解

むかしいまのこと記録抜粋して
仏をはじめまてはしたてまつり
解合奉しいて今云引とき
是まれは後の解奉とき
こと物ものなれ

(五六)
金絲烟

慶長十四年ころ南蛮人種子
にて長崎へ渡る神代きせる竹筒へ入て
烟を吹今はまこと此の傳ことの

後水尾院の御製
引しほ山あやめ水も根をかけ
ちとせをこそ引ぬれ

(五七)
牡丹候　むかしい奉せしあるもの今いや
しきものうて松平忠直公ほ
ちらしの牡丹候と文萩の花の候も
ゆ堂上方へ今ても御貴殿あるし家門
寺院を利家氏のこと寄る是社寺の所ゆ
こと也後ほしゆ一献ゆらゆ二こと
ゆこと二こよかい候こそ今も

田舎にて暦しの振袖を脱ぎて[illegible]
むしの造風物まで[illegible]
(廿七)
将軍吉八郎村大阪にて七里小門美七左衛人数代
住せ毎年吉祥の隙を渉猟清浄地にて
製し候ゆえ水晶を入れ物にて橋にて寺長寺浦二寺の
笠に入れる為角に線を引の日の美の日
百笠門美にて中に美の日い大見村の里中
にて鍬を赤い切畑の里中鍬を美有り乃
ゆい切畑村のにて山神の土人寄て東陸へ
にて美に別 横袋へ入れ笠にて清浄して

江部にて[illegible]八九十の和
尚年振意を[illegible]
川例にて[illegible]
(廿八)
東蒲塞(アヨチヤ)牽牛花(アサカホ)宮永の中長崎へ[illegible]
今を出る(弘)竹を[illegible]
一の一貫五百日にて[illegible]
[illegible]
(廿九)
将列(ホリ)寺田敬冊七山田長永地村[illegible]
第宅(ヤキ)より井河(ホリ)三人[illegible]

梅の花入てのち仏法もその水にの枝を
入梅の日を定む法を性とのうて無元無記なり
とて六月朱の花瓶に入梅の時長命の枝
朱花瓶にみたりの東作を枝組山田沼の厨子
知花い花光花と号人皇平成慶帝王の御宇
奉仕せ干時横萩たち法華経の服白鹿服を
服一首の哥を送る

[illegible]
山田男とよみてつまをもとめ
られ乳を出しまはしたるはさの播

水無月の稲を花はの[illegible]山田の[illegible]
鹿は水にのりて送り花はなにこれを
人の感しる帝より奉りたる鹿服を宣播
家を送るを思い急げ[illegible]天国の御剣と[illegible]
世界のちんと[illegible]白鹿服を[illegible]時伊豆
み南の遠鹿を笑宅の[illegible]
その蔵(カリス)を用て[illegible]
その代[illegible]と記[illegible]
[illegible]山白鹿服[illegible]伊豆を
味[illegible]

(三十)
日の長短度法に就て事

芸術冬至より夏の方日光脚の短くなるにつれ、昼夜の長き方を陽とし短き方を陰とし、陰陽の法に基づいたものなり。

(三十一)
六斎に付き殺生禁断に就て

二月十六日 寅時来　翌日午時 解除

六月十六日 卯時来　同 巳時 解除

七月十四日 卯時来　同 午時 解除

八月十六日 辰時来　同 申時 解除

九月十六日 未時来　同 申時 解除

十二月 毎日 午時来　正月 毎日 卯時 解除

(三十二)
[illegible]人に米銭をさげとさこもの[illegible]に付き[illegible]事

十月 [illegible]日 [illegible]

(三十三)
[illegible]寺に[illegible]事

十月六日 [illegible]十六日 [illegible]

白川の女院崇中[illegible]光明寺[illegible]永享二年 明応四年

一代法令之

(三十四)
大原女聊[illegible]事

平相国の娘建礼門院[illegible]

[illegible]の[illegible]の[illegible]

[illegible]

はるまして大山寺女もりよりて
いのるなり年この辻を見る

(四四)婦人墓碑と事

婦人の名を忘れて新婦父母の家より行後
ものいひ町人組筆代礼を二月ゑ男女今婚姻
をさだめ先月あるを報代家より行て父母ゑ
礼を申寧とし大明の礼を白代後娘年
四五ゑ父母の所を回(サトカヘリ)とし礼をとりて
日本もあるべし いつの世をもむ

(四五)辻占

泉州堺ゑ年記る能見ゑ市北町湯屋北町
ゑ大小路の辻を占の辻とし此所泉の
町日本の分北ゑ むかし法界此所をよびて
法世の者ゑ占方代書を此辻ゑ住めたりとゑ

(四六)賢法原神ゑ事

大ゑ乳場六ケ所 日本橋 先達橋 御達橋
御茶橋 鞍町 芝牛町ゑ

(四七)四十二花ゑ文

平仮名よりつて出来事ゑ四二とし文字の数まで
作るゑ むかしゑ文男ゑい是年一歳先ゑ作者

ゆくたる男子のいかつの数をとりて取をなすべし
八脈ちう四九宮十六脈にて精血しかくのごと
八脈にてみて血気変じ五八年にて血気消て
四十一脈にて血気かたちかるゆゑに早くして老
いたる人かつて血気変じ八十四年にて血気
かたちかるゆゑに精をなすべしかるゆゑに
ゆゑに七脈にて血気宮十四脈にて経水をむ
かへ二十八にて血気消えはてしかるゆゑに
早九にて血気つよく経水消てかたちなし

(六)
相管

紀別無代物語本文
物語巻之五
無代物語
留てはいと難儀
若年の時分をすぎてそれより多年都にて
のぼりたる人源光俊と申しをきし元和年
云月九日天下一流四條中将
若柳の封疆をあつかれ食籠のうちにて
たちまち表をうつうれがわとよいのうちにて
四條中将つぼねにつきたる者生れこれを捨ておく事

ケ様ニ世の人ハ物むつかしくなれは迷ひ惑ひやすく
らん事を考ふるに考ふるほどに考ふるの分別
罪重ひよけいの一先祝ひ祝ひ他ひ事財産
繁く代利を得て富者となるらん〳〵

(四九) 四月産月代事

馬ハ十二月　狗い三月　豕い四月　猿い五月
鹿い六月　虎い七月　鳥い八月

(四十) 茶湯元来二物ハ茶い茶湯い薬湯事ハ薬湯
茶粉ハ粉を薑(キヤウ)これを湯に浮先てよ飲
禅家ニ用ひ

(四十一) 近松門左衛門
本数百余番作る享保元年七十有余
年ハ人ハ物ハ狂状の作を書てこの事ハ
世ニ問人ハ
孔雀ハ花扇ハ
花と句ひ

(四十二) 茶代書事
今年猩々緋日ハ〳〵くと履高ハ作しと
京師ハ所ハ後鶴ハ作ハ
ひたるを教ハ
月ハ〳〵ハ事ハ
寺代

彼岸桜の花やふんぷん紫ぼけん花の色こそ
樹てこそ花は咲ぬ星も梨桃梅桜樹こそ
花のさくらのわるこそ
ひと人を咲て影に彩の日数こそ
かちそもうるる

(墨)
月夜雲間を過ぬ
文も見ゑ
彩雲こそけ月の星こそ八重山の樹も
清こうさとは長ぬ
光りあく如秋の千年世の美毎や推白かし

あんとる影を宿ぬ
千年三千毎世月をこんとて時雨山の
なる形りをるあれは

月や四毎世月も勝て
中くは九形形なるなくて
なる世迄さ山星

雲世声なりなは者さ成山星
なてをを上四しはいる毎も山歌
乃中を能沙ふ
中て御器られ

罍

俗談唐詩選に曰

世に俗をうるゝ人多けれども俗人なれども
詩を作る人多けれども詩をうる人稀なり
はい来る人多く声聞を求りもとめる○目も耳も
心も求りもとめる○一生涯を花柳場に暮し
如何なる或は金銀乃至分をつゞけ或は妻
孩子の生涯を学し生涯をとゝ
事もなく食酒に花月に明け暮し
分を作る○我云ふ世俗の人を知るべし

罌

前谷大雲和尚事
晨鐘暮鼓大雲を養て猶内晨鐘暮鼓
うたは禍神の因へのみ晨鐘暮鼓
法元のいまだ為なれば陳状大法の為
うて云の場元と入ゆる為なれば

湯に用ひ法を知らずとて湯に用ひ
知せいなく又湯を暖といふ陰を暑といふ
此湯を日々くして朱代茶をだせは元暦七
四年代茶を長宋ゆきるの使ひは元暦
元年に用ひそめ栄しをかせ水を
きりセをサと換るものを泥れいをを
暑といふ暑を法といふ人法といふ者
法といふ長者に法湯師のとむる者
(四三)
年使朱代を
年代を乃御さきさき頃利宋中を八將朱代

毋粽端正英磨意悪宋和乃湯朱代は
徒事に用て大吉
(四四)
養茶を事
を代宋元明を朱代を所方堂を新を一瀧
新を茶盞とをを瀧と盞をさ明をの
さてをしきを堂をいをつをををををををを
方書を水を除一事を所代は何代を中を明
かをを法を之の印御を書を水天月を天を
ををみを下新書を水を入て水を入をを
代育とををのいむをを事代天月を

国立公文書館
National Archives of Japan

焼し茶うん〳〵これをも大小ありとしるす
大ヤ水い拾ゆ入を正とす八拾ぬい味噌乃
ぬうん〳〵味の一斗を百六拾ぬ〳〵
其茶多なれは稲かくるとも稗粟のちがうとも
粟多なれは稗かくるとも米食する生姜多
なれはおやゝ上ル害防ぐ
大唐よ　伏義神農ゝ定ル菜ル三百六拾
五種乃数をもて此日此数ゆ
(異)八月十四夜江邪を茅屋に備
茶の粉大サ梅の位ゝ

○又は金は角金はたをみもたはたらいは
たは鞦韆（ブランコ）又は竹の柱とをたゝ（モチ）義を取
ゆきなしの木の間の分験たはは是ひつきはたる業
ゆしきうつる法水験味いとらん能りとは知
学利の性気はたて私為代はたて生業元はたる
嘗とやき験は方意し風験つて嘗の命を実
の偏うすく迷はある験のあるはひやうん生新
○疫はいものをらし先疫元はいを巡ふとて
の川ゝ如命の本を積はゆゆまの本を
新はとあるはいはのいはは元とを物はい

あいをつうをふをあのあをひ是師う
新ふはる験とをひをん斗のをう痛を
極験とを岩をうをうをうをうを数を番とはをむう
はへ極赤をををのはは氏いはゆをうはは
ちゆはかをさはをひゆをは知はは後年を
新はは家はは新はは元を尾の中をゆはは家はを
いゆはは元懐へ測会をはをうをは験嗜はゆより
ゆゆう法はへ法ををいは金はを食ををうす
矢歯はを生をく食はうを法代験はるは下乃
建はる花へはうを験止をは

(辛)明和五未ノ四月上旬ヨリ治東三条橋乃下ヨリ世間
余の女乞食自害し候ヲ聞き
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

(壬)京小路乃天満宮人王六十二代村上帝天暦元年
六月九日ヨリ遷座此所神三所ヲ中ノ殿ニ
菅神先嫡男ノ中ニ同ク菅亜相道実ニ為ル
吉祥女ニ対ス刑菅神先所室ヲ[illegible]
[illegible]
菅神ハ昌泰四年正月九日九州太宰府ヘ左遷
後ノ延喜三年二月廿五日配所ヲ[illegible]
五十九歳ノ此小路宮殿ヲ造[illegible]
五十六ノ後天徳三ノ日年九月禁裏回[illegible]
[illegible]

蠶蛀の文字の和歌

[illegible]

[illegible]

[illegible]

正暦六年二月宰府安楽寺へ勅使をつかはして大政大臣

正一位贈官せらる

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

以上寺屋大石仲ノ名ひ生涯下の屋くとうよりて
乃弥右和州なれは弓市場橋を上りて
大仏殿の中ほとをあるして新しく郭を設
奈良坂井ノ上号仲の沈のたるよ書とを若先
来寺ともあれはを古源うとかるとる似ち
鎌波江や仲乃源を花よ蓋
年期之如来○若先寺のるる如来○峯蓮釈迦如来
○同情雲菜師如来
同花坂井の浪乃ちるよとかきてよ
世代数やうかん

(圭)
鄭乃支汁莫六月其おなる立ちす乃時津波須ちよ
西四 ちい和如ちと号九月ちよ一人なるい眼白とよ
十月ちとは人ちの余れと類(ニテ)といよ石東ちていはちと
りノ仲冬ハ三四尺大なるは六尺ちれ鄭と名
分ノ丹後出雲を上し表しとよ
○安倍仲九唐ちハ海ちよ附源波秋宰内
同多海を渡くやらも人ちれ乃
外海橋をかりて
同海ちを菓屋めてさし橋乃化

(是)東叡山慈眼大師乃開基後水尾院宸永年中の
竹創之後て寛永寺と号ス中堂ハ元禄年中
乃御造営
高拾八尺長弐拾四尺横拾八尺御本尊阿弥陀如来
瑠璃殿額東山院勅筆中門寛永寺額後水尾院勅筆
吉祥閣額土井法親王震翰　寛永年中ヨリ天明七ヶ未年迄百五十年余ニナル

(是)山境之変　三十一代用明天皇乃御宇五穀実メラル
三十四代推古帝乃御宇四天王寺四十代天武帝の御宇
諸国乃境を定ル　五十四代元明帝乃御宇
六十六ヶ国ニ分ル

(是)五穀湯乃山法室一宇あ江戸湯槽深サ三尺横拾五尺の中ニ板敷を敷て
湯を満ち御泉御接物を敷場として南北
ニ六尺巾五尺の御泉殿客を迎ル所
いつ之御接物の家無之二間ヶ三人寄大湯女と
いつて寄て接家と唱ふ三人寄小湯女と号ス
ニ間ヶ三尺巾五尺の御泉殿客ニ
湯の所を造ル　此湯ハ無入法の客ニ
造ル　其外西湯と以ヶ湯幕とりて他の人ともむ
ちゝ御拾弐小湯女の巻

一、こ湯こ方湯女邑谷

△奥こ房女　尼房　坊ユリ女　上　伊勢尼竹女　称覆尼坊枝女　大　角ノ坊蔦女　上大坊栗女

二、こ湯こ方

拙中金　沈こ坊松女　下ノ大房湯女　•体こ所氏女　×門脇尼光ノ女　ロ　大思尼竿女　ヒ　門脇尼弥女

ロ　ト　ハ　川所坊桂女　中ノ坊常女　大イ門こ坊女　若捷尼市女

サ　ミ　菅ノ坊紀次女　素麺尼茂女　氷　鮎　辻女　ケ　タ　兵衛　小夜女

（癸）奥ノ外浜房尼の史徐

秋房尼湯屋の会こ来る奥ノ外浜房

金文書ヨ　ヨ　ヲ　ヲ　ヲ　ヲ　ヲ　ヲ

多クこれを集て風呂を立て法華ノ法人

を供給ちる支波ノ房こそ尼又い

死ノ房の吊ヲ支あり

（辛）庚申こ支

朱雀天皇天慶二年丙寅ノ年庚申の法祝

ノ事　文徳帝乃時智証大師入唐して伝へ来れ

ヨ　ヲ　ヲ　ヲ　ヲ　ヲ　ヲ

庚申乃歌ハ如ハ三尺ニて物ヲ出ス人の身ニ
て病痛乃病ヒと成ルもの也今ハ省略ス

(辛)

百尺圓ニ方ニ成ル

角サメ上分ニ成ヘシ

又八尺ニ成ルと雖モ和朝の馬尺ハ四尺を定尺と
成ルと雖モ四尺ニ成ルとも云れ七寸八寸に
ハ寸ハ長ニ成ルとハ又四尺ニ成ルとも云
をすと唱ヘ四寸とをきと唱ヘ

(壬)

西行法師

風雅集ニ法師流ニ柳ヲ折ケ去ルとて

立ヨ柳ヲ道

柳ヲ折ケ去ルとハ如何ニ

故柳ヲ折ル事ハ師匠のさゝ
厳師の道の

(癸)

西行の歌ニ

柳の緑イと長ケレ緑イとの人ハ師匠ニ
稽古ス西行法師俗名佐藤兵衛尉憲清と云

第巻掃木と云ハ竹ハ竹の茎ハ
中空なるもの乾して
用ル也ハ竹を塵と陳ルもの
帚と云て掃除の二字もこれを用ル

(壽)

[illegible]

(宣)

[illegible]

[illegible]

(宣)

[illegible]

[illegible]

(宣)

七種の歌

[illegible]

七種　[illegible]

[illegible]

[illegible]

(三)
蛍乃谷所之図

江州石山寺ふもとに谷といふ所に蛍多
くとまる大キナ蛍花蛍か信濃に俗に谷といふい
ぶり多樹あり信濃流れ武蔵所にもあるもの花
ふるさと十丈斗編よ大編乃ごとく或数百ものを
て水ながれる所ちる水大海を降るように無数芝種の
後ちるを合蛍もの後ちに到り凡十分百ものを
凡百ものを晴なる時を泳多し但小樹を隔て赤色
川を限りて蛍出るなるとなんは今ものを
蛍川下モ宇治川なる前に付而蛍蛍小器に入れを

(六)
武蔵野新田之図 三月三日の桃と花を人の
ひしゃくふ
[illegible]の花あるとれば[illegible]
むさし野萩や花を踏て[illegible]
付京のごとくちるを田花とりて今武蔵を称す
[illegible]宇池北北[illegible]
[illegible]法師[illegible]
[illegible]

(完)

蠶乃出来をこと〻よ

正月神の出来をこと〻よ

後世に伝へ給ふ田蓑の雲の日みかぢを

引て箒の中ひら〻くて湖水をたく〻

むのわらさこれを松の神日蓑出る宮を十

月晦日の女の年の〻ものとすれども〻これい

ちやの〻と年と女の女と祝い宮参詣

こもらう〻と年の方く向キけ箒を持ち神ゆ

さきをしはいこと〻あらさまるすとも乃蓑

集の沙弥よ

(六十)

関東にて知童乃謡よ花紙と生らて書筆よ付て

七夕ささらの中行く松を椿乃葉桐の葉おろ

敬を手て川流して昔ゆ伝法伝よい件

念仏なるゆ行れも法師行こして大キ成い門

出伝ふ敬へ甲州く迎り参をる踊るけ出て大行り

桐の梅の刺て これを踊るよ脊て松ゆ仁科上四

長光寺松代之山一橋乃輝る国ゝ正月の節も
松平ふして作いのりまそ
伊濃路やまゝなる仲の星祭
(圭)
同さらるる事とゝなれは七夕は流れ衣ぬるゝそ
篠葉と大進坊といふものゝ名靈の変るゝ
ちゝれ頭食の御厨子八〇所史御るゝ山
坂本の長きて感る塔もまつく長列の和行を
代官さやりゝ
(圭)
高橋い行野岡奄藝(アンケイ)敬白子幸家村親書の
長と花咲安義と守出れ多める女五月節をまる

(圭)
多賀安義の変物く世の中乃表しく物のゝ
ゝけちる七つの高原舞ゝしらいゝ高橋
乃五月節といふ
(圭)
関東十八檀林い史と御遊長代地之松平先
松乃字ゝ記して十八ゝ名ちれは御ゝ孫松平源氏
乃流を多代百代とち饗せゝの変之
(圭)
大和安義下郡二上山の禁嘗麻ちい言浄土与抜之
寺仏三百衣迎講の法変毎〇四月上ノ申ノ日俗ゝ
迎(ムカ)佐義と言ふ所ゝ北河中乃服の御ゝる曼荼羅を(おりゝて)
ゝれやけ面ゝて穂と山服の衣のゝ多ゝ錦ゝゝん

當寺中將姫の願ん訓のもとゝ雲臨寺文亡人節ゆ
竹ん独ゝも上品上生と中品中上の弥陀の絵文四百
捨三字ゆゝ奇なゝ巧ゝけ中將姫い孝謙帝の法樣佩
太古豊成公乃女ゝ天平十九ゝせん知ゝて頼悟書ヲ
若ゝ十一歳ゝ父ゝ豊成ゝ丹恵ゝの押勝ゝ絵せん
左遷服十六歳ゝして南殿ゝ入実雄和尚を師トシ
尼ゝ剃ゝ法如尼と号開居シテ念仏ゝ時ゝ入て補讃浄土
経数百巻書写シ中ゝ弥陀来迎を祈ゝ対禅
尼来ゝて曰汝乃乃蓮絵を調ゝん者ゝと願ゝ
支敵関ゝて忍海連ゝ勅ゝて近江ゝ和河内ゝ国

乃蓮華を九條金ゝ織ゝ一時化女来ゝて
業ゝ把池ゝ作を設け池を蓮ゝ浸し蜂ゝ変ゝ色
三ゝけゝ蓮ゝ織ゝ化尼乃ゝ消ゝ仏化女乃ゝ観
世音ゝと共ゝ隠ゝ乃九月文殊ゝ勅許ゝて京ゝ
宝亀六年三月十四日法如尼寂ス年ゝ拾九ゝ

(盂)

清手ゝ兵具を携ゝ支ゝ光仁天皇天応元ゝ蒙古
賊来ル早良親王ゝ命ゝて之を討ゝむ親王在京
代社ゝいのゝて出陣アリ二時ゝ五月六日忽ゝ病ゝ
て敵ゝ対ゝ破却シ賊を戦ゝ利を
得ゝけ国家ゝ為ゝて六月六日兵具祭ゝ

同のよりを切開よりて件の石の如くなるもの
六月白のそ
谷間に生ずるものにて件の如くなるもの
しるしとなりしは
(三五) 京七条邊ら此人一延ばして病人
ありて誦ら
きむしの如く重病乃為に消滅して其の
ものの如くなりし
(三六) 猫春秋二度ひるみ産九六十日にシテ産ス一七日に
シテ始テ眼開ク
二旬ヲ経て自飯を食ス

をケ月ヲ経て猫を抱ものとなれり乳猫乃
乳をもらへて能をなり
鼠ヲ食フニ上十ヶ日ヲ経ては次に下ヲ食フ
○諸虫乃耳ヨ入ニ猫の尿ヲ点ス入レバ即チ尿ヲ点ス法
薑或ハ蒜ヲ以テきばをもて或ハ生葱を乃中ニ
紙ハ帰チ遺ス
○蛇を取て似て小ナリ巳蛇ニシテきばをし前ノ孔
四ツニシテ後口ノ孔二ツナリ尾ハ尾ハ文ハ織物の如リ毛トシ
尾乃長サ弐ト同ニもむ支をケ月ニ六七ヲ生ス
蛇乃書二百歳ニ成ル

○唐土北方北海の大山の麓に蓬萊山と云て仙人の住
所なり山中に五色の雲たなびき紫色の芝
を毛布織なるを大流布と云て仙人の
入てこれを焼るあらんかぎりいとうつくしき
永暦皇帝なる国姓爺てい成こゝを延年王の封セ
られし時良る流布枝多送れりなれども大流布を第一の
なるものとせり

(走)
彼平中納言清盛卿流されて北海に
ゆきたつねたまへる
同流罪なる藤原成親卿をとゝめ
とゝまりて彼年よりなりこゝ二年北海に
ゆき

(天)
愛別離苦會者定離
誰なりといとゝ
親よりも妻
風よりもつゝしきの
てしを
なるものとなりて大
なむ汐のゆきれ裸まさてゆきかの人海にかゝ
成利松の木目のごとく紫色なる石を
つゝ口にくわへてゆきかの人
られし風伝なり

(天)
愛別離苦會者定離
誰なりといとゝ
親よりも妻
風よりもつゝしきの
てしを
なるものとなりて大

紙をうるおせるもの多くて一日かくてうるおふ
火乃熱きもの水のうるほひ風後のもの土にあるもの
白き紙先きへ変じ肉にうつりて骨にうつるものは
えごゑ也白ひもて晩稲にあらず若し白紙に墨
もしくはけがれる染をまじへて二度のうるんをよ
忘れ先眼にうつりけ者と法のうつし芸と忍家紙を
捨りんうるおうるものとして發句の部
○人を焼し葬場と称して墨塗と色
名ゆうては女郎と強也とて其先筆紙の焼の用と変
小日向寺しゝ客先今吉原しゝ酒屋と茶屋なき是

国立公文書館
National Archives of Japan